

令和2年11月25日から
令和2年11月25日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和2年標茶町議会第5回臨時会会議録目次

第1号（11月25日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第89号 工事請負契約の変更について	5
議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第91号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
閉議の宣告	11
閉会の宣告	11

令和2年第5回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年11月25日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第89号 工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第91号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 5番 熊 谷 善 行 君 |
| 6番 鈴 木 裕 美 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（1名）

- 4番 松 下 哲 也 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 教 育 長 | 島 田 哲 男 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 弘 幸 君 |
| 議 事 係 長 | 中 嶋 禎 之 君 |

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和2年標茶町議会第5回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・熊谷君、 6番・鈴木君、 8番・深見君

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。標茶町防災行政無線デジタル化施設整備工事の工事請負契約の変更並びに、過日、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、所要の処置を講ずるため、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、また、今日的情勢を勘案し、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和2年第4回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

令和2年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております、令和2年度川上団地町営住宅K-4号棟 住環境改善事業建築主体工事について、第1回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約額1億1,514万8,000円を66万円増額し、1億1,580万8,000円に変更したものです。

理由としましては、内装工事において、壁を張り替えるために内壁を取り壊したところ、下地材が腐食しており、再利用できなかつたため、新たに下地を施工する必要が生じたこと及び、取壊し工において、既設モルタルの除去とサッシ周りのはつりを行う必要があります。数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものであります。

2点目につきましては、工事請負契約の変更についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

令和2年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております「標茶町防災行政無線デジタル化施設整備工事その2」について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額及び完成工期が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額1億4,630万円を182万500円増額し、1億4,812万500円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響により戸別受信機の調達に遅れが生じたため工期を延長することとなり、その間の一般管理費などの経費が増加したものであります。

3点目は、市町村におけるSDGs推進事例に係る事業の決定についてご報告申し上げます。

国連が定める持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを検討している市町村の支援を目的に、北海道がモデル事業を実施することとなり、本年度、厚真町と本町の2町が選定され、事業が進められることとなりました。

本事業は、選定された市町村に対し、道職員やSDGsに関する有識者を派遣し、市町村の取組状況に応じたSDGs推進の支援を行うとともに、そのプロセス等を取りまとめ、推進事例として広く発信・公表することにより、道内市町村のSDGs達成に向けた取組を促進することを目的とするものであり、7月の事業先の募集に際し応募いたしましたところ、10月に事業先として決定する旨、通知があったところでございます。

本町といたしましては、SDGsの考え方が地方創生やこれからのまちづくりに重要で

あると認識しており、SDGsの推進に向けて、道及び有識者と打合せを行いながら、職員向け研修会や町民向け講座、町内関係機関との意見交換会を開催していくとともに、令和3年度を初年度とする標茶町第5期総合計画へSDGsを組み込み、持続可能で実りあるまちづくりの計画策定に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、令和元年5月23日から24日の2日間にわたり実施されました、環境省所管循環型社会形成推進交付金事業に係る会計実地検査の結果が公表されましたので報告します。

当該、実地検査につきましては、本町において施工しました「一般廃棄物エネルギー回収推進施設 建設工事」、「一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設 建設工事」、「一般廃棄物エネルギー回収推進施設用地 造成工事」、「一般廃棄物最終処分場 埋立処分地 建設工事」及び施行監理業務である「一般廃棄物処理施設建設工事 施工監理委託業務」について受検したところですが、令和2年11月10日に、令和元年度決算検査報告が内閣に送付され概要が公表されました。

この中で、本町におきましては、総額で1,458万円が過大に交付されたとの検査結果が示されました。

内容としましては、「エネルギー回収推進施設建設工事」で基礎工事及び杭工事の一部が交付対象と認められなかったこと、「最終処分場埋立処分地建設工事」で特殊製品の算定結果において交付対象と認められない部分があったこと、また、施工監理業務の区分を本来は事務費として計上すべきところを工事費として計上したことにより、算定した補助率が過大となっていたものです。

これらは、交付金交付取扱要領の理解に不十分な面があったためであり、誠に反省すべきものであります。

職員に対しましては、補助制度のより適切な運用を指示するとともに、返還金につきましては、北海道との協議後に返還方法が示されると聞いていますことから、状況が整い次第、補正予算を提案したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

ただいま、行政報告を行いました2点目の工事請負契約の変更の中で、工事名に誤りがありましたので訂正いたします。

先ほど、標茶町防災行政無線デジタル化施設整備工事その2と言いましたが、その1の誤りでしたので訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 最後に行政報告がありました返還の問題なんですけど新聞紙上でしか自分は理解できないのですが、最後のコメントに「町は算定方法に不慣れな部分があっ

た」と認めというふうに書かれておりまして、それっていうのは職員の完全なるミスなのかなというふうに見られるし、私もそのようにとったんですね。そのへんをもう一度伺いたいというふうに思いますし、返還後、実質の事業費というのはこれを差し引いた分という理解なんでしょうか。これはあくまでも交付金ですよね、国からの補助金だったというふうに思うのですが、それがどのくらいになるのか。それに対してさらに実質事業費に対しての国からの交付金というのはあるのかどうなのかというのも伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

報道のコメントではそのように表示されておりましたけれども、本町としては北海道と協議しながら進めてきたところでありまして、先ほど町長が行政報告しましたとおり、取扱要領の理解が不十分であったというところでありまして、報道ではそのような表現になっているのかなというふうに思っているところがございます。

それから交付金の返還に伴う事業費の変更の部分ですけれども、基本的には事業費について変更はございません。あくまでも総体事業費の中に交付金として認められる部分が減ったということで、トータル的な事業費はそのままとなっているところがございます。交付金返還後につきましては特に補填はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第89号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第89号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第89号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

令和2年第2回定例会議案第33号をもって議決をいただき、契約を締結した、「標茶町防災行政無線デジタル化施設整備工事その2」は本町の各ご家庭に個別受信機を配布するため、また、その個別受信機に電波を届けるアンテナの設置等の工事でございます。

議案説明資料1ページをご覧ください。

今回の契約の変更の内容は新たに雷別にアンテナを設置することで計画を進めておりますが、資料1ページの変更の理由の欄をご覧ください。

局舎と記載しておりますがアンテナの意味でございます。そのアンテナを建設するため

の基礎工事の費用、事業完了後に国に提出しなければならない電波測定作業の経費、アンテナ設置のための確認申請の際に必要な地質調査の経費の3点について、当初の設計で積算されていなかったことが分かったため、設計変更を行い、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、個別受信機の調達に遅れが生じたために工期を6月末まで延長し、その間の一般管理経費について増額になる経費も含めて、工事請負金額を1億3,717万円から1,058万3,100円増額し、1億4,775万3,100円に変更を行いたいというものでございます。議案書1ページをご覧ください。

議案第89号 工事請負契約の変更について

令和2年6月10日議案第33号をもって、議決を経て締結した「標茶町防災行政無線（デジタル化）施設整備工事その2」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億3,717万円」を「1億4,775万3,100円」に変更するというものでございます。

資料1ページをご覧ください。

竣工の欄をご覧いただきたいと存じますが、工期につきましても、先ほど説明申し上げましたが、令和3年3月31日を3か月間延長し、令和3年6月30日とするものでございます。

以上で、議案第89号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ただいまの説明の中で変更理由ということで、いろいろ書かれておりますけれども、もう少し具体的に、なんで1,000万円超の追加になるのか。調達に遅れが生じたなんて程度しか意味が分からないので、その内容をもう少しお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 大きな要因は2点ありまして、当初の設計の段階で設計漏れがあった点が1点とコロナの影響でラジオのようなものなんですけれども個別受信機の調達が遅れたという部分が今回の変更の理由です。

1点目の設計漏れの部分でございますが、令和元年度の事業でこの防災行政無線の工事費用を積算すべく委託により設計をしていただきました。昨年9月の契約から2月28日に業務が完了し、その業務内容を検査してその成果をもとに工事を発注させていただきましたが、設計金額の積算書に先ほど申しました雷別地区に建てなければならないアンテナ部分の基礎工事の費用、これが269万1,700円、それから完成した後に電波調査の結果を国に報告しなければならないんですけれども、その部分の費用、調査経費ですね。それが153万3,400円。それとアンテナを建てるために必要な確認申請をするんですけれども、その

確認申請に添付しなければならない地質調査の費用359万1,500円が当初の設計の中に漏れていたというのが1点でございます。委託業務完了の完了検査の際に検査の検定員である私が経費が積算されていなかった点を指摘できなかった部分が原因でありまして、大変ご迷惑おかけすることに対し、お詫びを申し上げる次第でございます。

それから、先ほど町長からの行政報告がありましたけれども、コロナの関係で契約時点では調達に問題ないとされていた個別受信機なんですけれども、夏以降、急速に供給あるいは流通など影響がありまして、個別受信機の調達はされる可能性はあるんですけれども配布までに3月で完了できないということがわかりまして、この部分につきましては受注者の想定を超えるものとして、受注者の責めに帰せない事情であることを勘案し、本来は本年度内で工事を完了させていただきたいということで契約を結ばせていただきましたが、これを3か月間延長し、前回、補正予算を組ませていただきましたが、繰越明許費として補正予算を計上させていただきまして、今回これもあわせて契約の変更という形で整理をさせていただきたいということで提案させていただいたということでございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） いま課長のほうから説明が具体的にございました。お聞きいたしますけれども設計の一部ということで、3点ばかり挙げられましたけれどもこれは総務課だけでいろいろ申請ですとか工事内容については検討するのか、あくまでも建設課ですとかそちらのほうとは関連を持たず総務課だけでですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げたいと思います。

この設計につきましては通常の建設工事、土木工事とはいささか違う部分が多くて、当初もその部分でいきますと昨年委託業務で委託したように、そういった業者の知恵を委託業務によって設計を進めてきたというのが現実でありまして、ただその中で今回漏れがあったということでございますので、それはやはり建設課と相談、知見を借りなければいけなかった部分もあるかもしれませんけれども、経過としましては総務課だけで積算書を設計し発注業務をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第89号は原案可決されました。

◎議案第90号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第90号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第90号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年10月7日、人事院勧告がだされ、11月6日、一般職の職員の給与に関する法律の改正を行うとされた閣議決定に倣い、今回の提案内容につきましては期末手当の減額を行うものであります。この期末手当についてであります。民間の特別給の支給割合との均衡を図るため期末手当を0.05か月分引き下げ、期末勤勉手当の合計で4.45か月とするものでございます。

本年度は12月期分で引き下げて、令和3年度以降は6月期と12月期を0.025か月分引き下げるものでございます。

以下、内容についてご説明します。議案書2ページをご覧ください。

議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページにまいります。

改正の内容につきましてはお手元に配付の議案説明資料の2ページから3ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

2ページが本年度の12月期で改正しようとする分、3ページが令和3年度以降の改正内容としておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは改正の本文にまいります。議案書3ページをご覧ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条改正は令和2年度分にかかわる改正で、先ほどもご説明申し上げましたが、期末手当の0.05か月分の引き下げを12月期で引き下げるための改正です。改正の本文にまいります。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給す

る場合には100分の125」に改めるものです。

続いて、第2条改正は令和3年度以降にかかわる改正で、先ほどもご説明申し上げましたが、期末手当の0.05か月分の引き下げ率を6月期、12月期と均等に引き下げるための改正です。改正の本文にまいります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第90号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないもの認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案可決されました。

◎議案第91号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第91号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第91号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年10月7日に人事院勧告が出されたことに伴い、勧告に準じて、

先ほどご審議いただきました一般職と同様に特別職につきましても今日的な情勢を勘案し、期末手当の改定を行いたいというものであります。

改定内容は期末手当について、本年度につきましては12月期を0.05か月減額し、来年度以降につきましては、6月期・12月期をそれぞれで0.025か月、併せて0.05か月減額して、いずれも年間の支給率を3.6か月から3.55か月に改正しようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。議案説明資料につきましては4ページから5ページをご覧ください。

議案第91号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条は本年度の12月期の期末手当について改正するものです。

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 6月に支給する期末手当は100分の180を、12月に支給する期末手当は100分の175を支給する。

第2条は来年度以降の期末手当について改正するものです。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 6月及び12月に支給する期末手当は100分の177.5を支給する。

附則としまして

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第91号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和2年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

(午前10時35分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 5番 熊谷 善行

署名議員 6番 鈴木 裕美

署名議員 8番 深見 迪